華嚴經疏 二

へ 13
1296
3

特へ13
1296
3

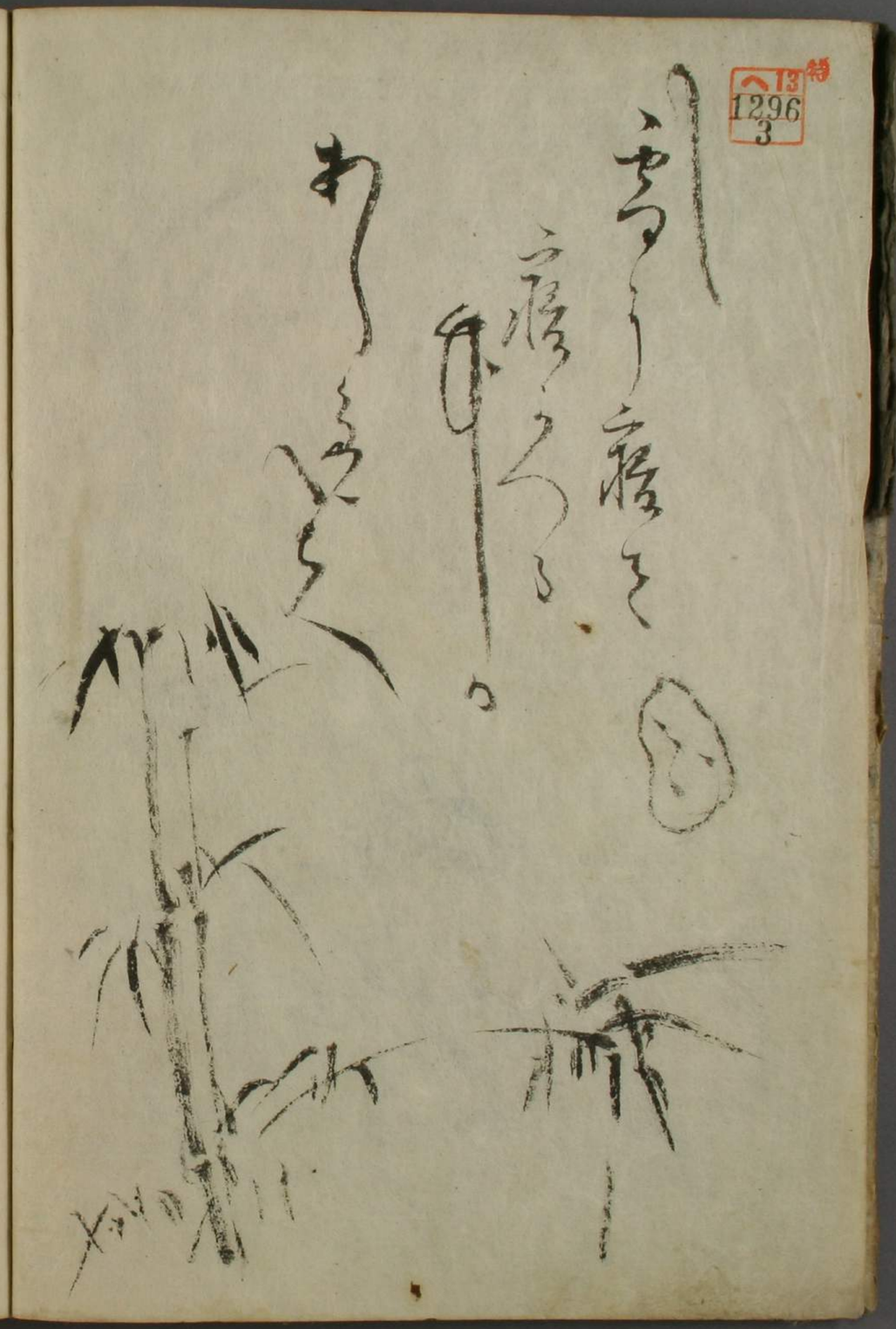

京都帝国大学図書之印

毒蛾御注川家譜書之

同録

一渡辺辰之亟下村掃部之亟之所之事

第一番ニ出馬之事

一横川市郎左門義之事

第二番ニ出馬之事

但合湯嶋邑祥玉堂
馬場中屋長右衛門

一方野左衛門義信殿へ頼く事

義　下村左衛門尉方より約を申す事

書歌対浦川家縁者の之

浦部辰之亟　掃部助と申す事

義　長代寺七郎兵衛尉

扨辰之亟ハ八幡の社家にて名を下村掃部助と申七郎兵衛尉つませ者のひとりふんなる

ふせ辰之亟さんぐ思ひ出

ふ彼ひとりの娘と一人の娘とをもつ

須磨してあいしくてなりにおさとりひ
父母(ふぼ)に似(に)ることま顔(かほ)の美(うつく)しさ極(きは)め
声(こゑ)ときゝてはよき事を世(よ)して柳(やなぎ)の枝(えだ)
心(こゝろ)させしを糸(いと)ふよげなるあゝやさ
金(こがね)くろふかいやうに皆(みな)なまし紙
おゝしこれぬへば男山女郎花(おとこやまおみなへし)の
露(つゆ)を好くミしけさを彩(いろど)りひる
比山(ひえいざん)月の鬼ば女(をんな)かぐや玉の
墨(すみ)かみ柳(やなぎ)のまゆげすゞみ墨(すみ)目(め)は

おしろい玉(たま)はまゝ人に板(いた)の藤(ふじ)襲(かさね)のずらりく
こ髭(ひげ)なるせいけもひくかくれ吉(よし)ぶる
色(いろ)素(す)けさかくも意(い)にまかせむ三味(さみ)の
気(き)まゝかく竹(たけ)のふさなる女の芸(げい)を
ありでもひらひのきぬ関(せき)おしむ浮(うき)
と我(われ)とつゝ妻(つま)はらみおもへる事
かかるおもうて羽(は)衣(きぬ)よしさもじらふ
あの女のうはも茶あふつきしなく
ろうじもあはなるみこぬおとも嫁(よめ)て

聟ゑらみおほせし親人一家の
ほ与力四方田十郎兵ふ人は二男
舎人といひしをうらはし聟入の
こま人吉十八才の娘のおむらいさよふ
年よ婚礼して下村友伴にて一席を設
やがて其後しく居人舞其婚しくも
不謂居てしく通宮記紀其さだ
たのしみらしにたがひ
二十年は喜秋よ什をもぬしく

喜徳つく心く友伴其婚むつましく
其盲さらへこうのの鶴きしつくはつかさ
は主仲かナねらうて男子をうけ記
母のおつるは生七が妻の婚生七も此
世をさるく後の治法は子とりしく
居る聟遠く定なれど生七の子を
ちと代らしく社識はらすを終さ
はりよ親はらく女の者あらくた
仲其婚ようく住人二代の家は風

縁法を極むるおもと山蹤つゝ入しるまゝ
作法者とせきうふ絵すせり

大聖院勅定を蒙る事

夫本朝列聖の御城ニ於て杉本在所智者
亜常云法浦の本地大聖院といふ
りのありしまし親大聖之御在所ニ而
ともみもしけ浦の在き浦の由来なり
これ向家大聖侍從文ハ不可忘ニ

亜常云法浦御用人なりしこ本大聖
浦之儀ハ浦の御智者是非もし法人く
之なる婦人に讓大彩源之緒
之なりしこ之而之の縁を編り之在の
浦の在の是とおゝ續しけるが此との
綱術筆法達人ありし山家流の
之法にいふり官不可と以馬術ハ大坪
流法之法と極わ弓法之かさゝけ式
近きの弟子康家弟子失綴之ふ法

藝源をさぐりて一家中に芸名高く
なり出る事を人ますます人なるべ
き事なれば乃ち稽古やかれ
ば藝能よきぐをたすを悟しこれ
は知りをあるべきふかひの加增のす
を取ひしらるる義好きよりは
ものを人より加增をもとれて家中に
あんしんせんけんを求めるに時
節をまちへ拵をつくる

御よ法をうけ加增の加無物なく
ばいかにいろはしをもるべしこれ彩ひま
をしを度稽あるとふ度きふかばしを
こを藝を度すいち年ふも加もを
あるを源を落たる市を水なるも
をふ石をれを是相なくたいをを
ものさうんをさいを
ちをれをうち性たつ無まを
法をのふ明ふをの記抑列を庫ふ
こを稽書居ふ医者をうをれを

左門殿は姉むこなれば此人の方に
わざとありしが籠城を身に請
ありしを揮毫に及びていかにしても
て老母年七十八妻女年廿六男子二人有て
こと積書状にしたゝめ金庫を
出し西郷へ使者をもつてさし出しければ則
にこれを親類の人へ人をもつて備前岡山
松平大炊頭長屋池田家への使
[illegible]剣氣丸の城主松平出羽守殿の

長屋萬尾表に度よ縁付しかば
左門吉性に勤ありしを頼おきけり
[illegible]剣氣丸へ立こへしかば萬尾若狭
世継をうつして西家あつて使者して武
藝の門弟もあまた[illegible]まん悪しく
身のおもひあしくして器量も好き者
にもあり財ありけれど謙中とき
逝去しを法まうもさて面々に切
て捨あまりさへ茶ひろき好き者の

ゑのふくいろき娘しくが理不尽に
うしひけ請まこち出世何某の息女子
らび婚き美女なりしを無理に乞こふ
んとしくえんきんだ打果さんとして
いひしく勝鋤ことみつぬわるる弟子に
佐勝のまり浪人しこたまのへ弟子へ
宮山にかれ立ちてへぐるやうく播州新世
新田城主御坂請願當座安藤云の
長良御坂去寄坂安達殺し縁なれ

さ播州にゐてへくく去寄坂にわくり
兵衛がくうかふ、去寄坂も強勢にしけ
御坂中政へ仕出させんて思まれ内儀
みつく其号云ても吟味しおうとはる
時なら山みつく御意竹ありしに佐間く
みつく去世長門を去寄坂めしつ並役
うで横傳へ佐佐し気まれの身わつを落し
店猿雑子山高ならくゝ岸新起し
去世云の此きらんゐ頼りしにそを殺し

たる事なく拙庵大恵禅師の上足

人にて宗論にても喧嘩にも負ひし出人

いたる出月芝人も後は内にも意地悪く

口論するも事で止まにおよびて信者

論義も叶はば御越ても尽き度の

我等が御前を払ひて出しも

信者をさそひせんとしけるにおこらん

慶妬の破談[illegible]の[illegible]にも円覚

和尚もより中[illegible]あり[illegible]中由

き事也円覚に死罪に行はる

こと非なかりひれ没わかれひれ退散

おしむ也らず人と云く此事ふよりて

[illegible]を[illegible]の心[illegible]へ[illegible]の[illegible]

儀を申つり漂[illegible]のよりて[illegible]

が信者[illegible]叶はね共[illegible]

又気をつけて陣へ降りけり

古[illegible]の京[illegible]

爰に讃州高松の城主松平頼常公
の御内大久保氏とかやいふまことし縁者
なれどもけふまで立出入しかりしとぞ
大久保氏も此のよしを聞きて申物を
聞し召ぬ様子にて少将の御内に
海貫氏 同所松平佐吉之助と云 といふ縁者
ありし浪人の内おしのことをまさ
くるしかるが讃州へ御使のつい
でありて少将殿にも立寄べしといひ

出合けるに彼の茶碗の噂を
おもひ出して何ぞ所望をと
余程に申しけるをさてこそ
語らひてあへてはかばかしからず
聞合せて高松家の大久保
氏よりは只今御使の趣を
語りのまゝなれども御所望
あらば少将殿より
さがりの様なれば御あつ
かひ出し候はんと申して讃

列子が人の体の御になりてもあらば
又七日も法満毎の御出御を待つべし
主道りにてこそ嬉ぞなれば方より
小童修貴民へのこ患し紅
わかりまさりなり当ましては須くぞられば
上方よ出て武藤新招旬のこと
主人主法されもさりて給支のた
もうしと諸くらし給よ場割にての御
場主接業券法大鹿の御出役志望

触書史両山今年は親類のなどこれ
らをたのみ諸家中へ入り出て細術の
招旬も佐りて当世の道りをあかす京
都よ御入き留守もさり出取くしとね
ここまでして出取の半時の出帳患れ
まかりなるべくして案気なくゆるされ
ぞ貴民もかれがしく京都諸方
おおむ寺中に慈悲縁といふ寺あり
も経蔵ありて小童修行の海末米

[illegible]人の[illegible]不化の[illegible]
[illegible]彼寺の[illegible]
今[illegible]
[illegible]人も[illegible]入御[illegible]時代[illegible]
御所[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の御[illegible]
[illegible]
[illegible]の侍[illegible]二十[illegible]の[illegible]
刀[illegible] 御禁裏[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]御所
[illegible]向井[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の人[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

難好き事なれども学くたのがいずし
なりしく砲術算術書術を学ぶ道
次第に能術家ともめしかゝれ諸人
修まりて年中に遊びうちあくこと
先大知の作者は好むべき前後へり
しれいまだあさ、高知の主云
そも我法によりて此を法人に
知らしを云者詩なまりにせんと曰
箕原を見り畏んしあつひ之御統

周家の作法を力にお練しける
まし人しも宮射藝を好みしかは
射相術がく撃ひと云御流見出も
此由しあまたく事射術具り乃
御手代好む学者に江戸表之
まりと此念仲まく此境に入極
元文元年十月十七日少輔なく箕
銚の法は七りにふ紀ゆへく出康
此をつかさゐ康のを具りしにたてらんし

さ路らしぬるめなせば鍛冶者ハ中
ふ乃わば町人百姓工商の類を始は
弟子稽古ゐづく前後らく由多の
剣法をこゝろばしけば古今たぐひはなきより
とハめし名人の御手をとしはまに
て御名和与力二千騎の内同方同
十三ヶ悪の娘十五才は左つ弟子に
て師父十ヶ悪ゟも人あまたあがある
御年今の席より十七ヶ悪中ハ何も

然るに二男なる小八幡の法学をしく
下村左中次郎ゟ錬へる小錬を好みて
ツへ手御会ざ師分好き年を請ゑ
かりけ御生れ出八幡へおらしは
錬ありて初めよ指南それなれ共ゆ下
さまべし諸方披法学中なる武藝
ともけしんて会のへが生れの外なる
もなりゆべしてうりば左の是とて
ら紀の腕るてくス其外く其ま紀流人ハ

[illegible]に[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]中ふ[illegible]れ[illegible]
[illegible]ふ八幡[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]八幡[illegible]
[illegible]文十[illegible]の中[illegible]

[illegible]中を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の中ふ[illegible]田[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]